国立大学法人九州大学職員配偶者同行休業規程

平成29年度九大就規第10号制 定:平成29年 9月28日最終改正:令和 4年 9月30日(令和4年度九大就規第17号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号。 以下「就業通則」という。)第40条の3第2項の規定に基づき、配偶者同行休業に関 し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「職員」とは、就業通則第2条第1項に掲げる教員、事務職員、技術職員、教務職員、技能職員及び労務職員並びに国立大学法人九州大学教員(年俸制)就業規則(平成23年度九大就規第5号)に定める教員(年俸制)として雇用される者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 就業通則第2条第2項の規定の適用を受ける者
 - (2) 就業通則第6条に規定する試用期間中の者
- 2 この規程にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- 3 この規程において「配偶者同行休業」とは、職員が次の各号に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下、「配偶者外国滞在事由」という。)により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。
- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に掲げるものに該当するものを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として総長が定めるもの (配偶者同行休業の承認)
- 第3条 総長は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認め、次のいずれにも該当するときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、 当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。
 - (1) 配偶者同行休業の請求の時点において、職務に復帰した後、1年以上在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
 - (2) 配偶者同行休業をしようとする期間の初日前1年間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 就業通則第44条第1項の規定により懲戒処分を受けた者
 - ロ 就業通則第45条第1項の規定により訓告等を受けた者
 - ハ 勤務の実態等により勤務成績が不良として部局等の長から報告があった者で総長 が認める者
- 2 前項柱書きの請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当 該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにし てしなければならない。

(配偶者同行休業の請求手続)

- 第4条 配偶者同行休業の請求は、本学が定める所定の様式により、配偶者同行休業を 始めようとする日の1月前までに行うものとする。
- 2 総長は、配偶者同行休業の請求をした職員に対して、当該請求について確認するた

め必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

- 第5条 配偶者同行休業をしている職員(以下「配偶者同行休業職員」という。)は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、総長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。
- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、次の各号に掲げる事情がある場合を除き、1回に 限るものとする。
- (1) 配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第2条第3項第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、 及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったこと。
- (2) その他総長がこれに準ずると認める事情
- 3 第3条第1項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。
- 4 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の請求について準用する。 (配偶者同行休業の効果)
- 第6条 配偶者同行休業職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 2 前項の職員は、その承認を受けたときに発令されていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。
- 3 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。 (配偶者同行休業の承認の失効等)
- 第7条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が、就業通則第1 2条第1項に規定する休職をし、若しくは就業通則第44条第2項第3号に規定する出 勤停止の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当 該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。
- 2 総長は、配偶者同行休業職員が次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
- (1) 配偶者と生活を共にしなくなったこと。
- (2) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者 外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (3) 国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程(平成16年度九大就規 第25号)第3条第1項又は第4条第1項の規定による産前産後休業を開始するこ ととなったこと。
- (4) 国立大学法人九州大学職員育児・介護休業規程(平成16年度九大就規第20号) 第6条に規定する育児休業の申出を行い、育児休業をすることとなったこと。 (届出)
- 第8条 配偶者同行休業職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総長に届け出 なければならない。
- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 前条第2項第1号から第3号に掲げるいずれかの事由に該当することとなった場合
- 2 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

- 第9条 配偶者同行休業職員が次のいずれかに該当することとなったときは、職務に復帰するものとする。
 - (1) 配偶者同行休業の期間が満了したとき。
 - (2) 配偶者同行休業の承認が就業通則第12条第1項に規定する休職をし、又は就業通 則第44条第2項第3号に規定する出勤停止の処分を受けたこと以外の事由により効 力を失ったとき。
 - (3) 配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(第7条第2項第4号に規定する事由に

該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)。 (その他)

- 第10条 前条の規定により職務に復帰した者は、職務に復帰した日から一定の期間は、 配偶者同行休業の請求を行うことができない。
- 2 この規程に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この規程は、平成29年10月1日から施行する。 附 則(令和4年度九大就規第17号)
 - この規程は、令和4年10月1日から施行する。